

副

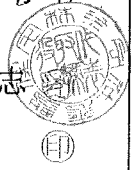
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成27年10月8日

川崎市農業委員会会長 様

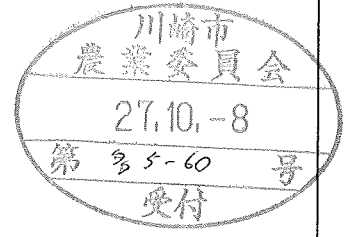
株式会社平塚住宅  
譲受人 氏名 代表取締役 平塚隆志

譲渡人 氏名 小川恒夫



下記によって転用のための農地(採草放牧地)の権限設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1 当事者の氏名、住所及び職業	当事者の別	氏名	郵便番号	住所	職業	連絡先電話
	譲受人	株式会社平塚住宅 代表取締役 平塚隆志	144-0034	川崎市多摩区西糀谷 3-31-8	建設業	03-3742-2412
	譲渡人	小川恒夫	214-0003	川崎市多摩区菅稲田堤 2-6-15	農業	044-944-4697
2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地番	地目	面積	土地所有者	耕作者
	川崎市多摩区菅稲田堤二丁目	3205-3	田	4.11	小川恒夫 川崎市多摩区菅稲田堤2-6-15	なし
	川崎市多摩区菅稲田堤二丁目	3204-5	田	10	小川恒夫 川崎市多摩区菅稲田堤2-6-15	なし
	以下余白					
	計			14.11 m <sup>2</sup> (田)	14.11 m <sup>2</sup> ・畑	m <sup>2</sup>
3 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定移転の別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	その他	
	所有権	移転	受理後	受理後から永久		
4 転用計画	転用目的	戸建住宅		開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号		1号
	転用の時期	工事着工時期	受理後	工事完了時期	受理後10ヶ月	
	転用の目的に係る事業又は施設の概要			戸建住宅		
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	被害は、生じない為、防除施設の必要はない。					



本届出は、平成27年10月8日到達、受理し、同日その効力が生じたので、農地法施行令第17条第2項の規定により通知する。

平成27年10月14日  
川崎市農業委員会会長

長瀬和徳

